

貯金・定期積金のご案内

山口県漁業協同組合

平成22年10月1日

当 座 貯 金

1 商品名(愛称)	・当座貯金
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・定めなし
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5 払戻方法	・当座勘定規定等の定めにより払い戻します
6 利息	・無利息
7 手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭に備置く手数料等一覧に記載します
8 付加できる特約事項	-
9 中途解約時の取扱い	-
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 貯金保険制度により全額保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・販売対象については、法令等による定めがあります ・取扱いの詳細については、当座勘定規定の定めによります

普通貯金

1 商品名(愛称)	・普通貯金
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・定めなし
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・随時払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	・キャッシュカードによる預入・払出等の際に当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります
8 付加できる特約事項	・個人のもものはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	-
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されません。
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時まで当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・販売対象については、法令等による定めがあります

決 済 用 普 通 貯 金

1 商品名(愛称)	・ 決済用普通貯金
2 販売対象	・ 個人および法人
3 期間	・ 定めなし
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5 払戻方法	・ 随時払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 無利息
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	-
9 中途解約時の取扱い	-
10 貯金保険制度	・ (保護対象について) 貯金保険制度により全額保護されます
11 苦情処理措置	・ 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・ 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・ 販売対象については、法令等による定めがあります

総 合 口 座

1 商品名(愛称)	・総合口座
2 販売対象	・個人のみ(原則として20歳以上)
3 期間	・定めなし
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・随時払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	・キャッシュカードによる預入・払出等の際に当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります
8 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます ・定期貯金、定期積金を担保とする当座貸越ができます(当座貸越利率は、担保定期貯金および担保定期積金の利率に0.5%を加えた率)
9 中途解約時の取扱い	-
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・定期貯金の預入は10,000円以上、1円単位とします。また、自動継続扱いに限ります ・当座貸越の限度額は、定期貯金・定期積金残高の合計額90%または200万円のうちのいずれか少ない金額とします ・お一人一口座に限ります

納 税 準 備 貯 金

1 商品名(愛称)	・納税準備貯金
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・定めなし
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・原則として貯金者の租税納付にあてる場合に払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	-
9 中途解約時の取扱い	-
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時まで当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・販売対象については、法令等による定めがあります ・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します ・所得税はかかりません

貯蓄貯金型

1 商品名(愛称)	・貯蓄貯金 型
2 販売対象	・個人のみ
3 期間	・定めなし
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5 払戻方法	・ 随時払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 毎日の残高に応じた店頭表示の利率を適用します ・ 毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	・ 1か月の間に払戻回数が6回以上になった場合は、払戻の都度払戻数超過手数料を徴収します
8 付加できる特約事項	・ 個人のみはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	-
10 貯金保険制度	・ (保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・ 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・ 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・ 販売対象については、法令等による定めがあります

貯蓄貯金型

1 商品名(愛称)	・貯蓄貯金 型
2 販売対象	・個人のみ
3 期間	・定めなし
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・随時払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の残高に応じた店頭表示の利率を適用します ・利息の決算日は、毎月第3土曜日の翌曜日とし、その翌営業日に利息を支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	・スウィング機能を設定した場合には所定の費用が必要です
8 付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます ・スウィング機能(毎月1回届出内容により、普通貯金と貯蓄貯金間で自動振替します)
9 中途解約時の取扱い	-
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・販売対象については、法令等による定めがあります

通 知 貯 金

1 商品名(愛称)	・通知貯金
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・定めなし(ただし、7日間の据置期間が必要です)
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・50,000円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・解約時に一括して払い戻します(ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です)
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時に一括して支払います ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・個人のみはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・販売対象については、法令等による定めがあります

自由金利型定期貯金（スーパー定期） 単利型

1 商品名（愛称）	・ 自由金利型定期預金（スーパー定期） 単利型 愛称：預入金額300万円未満...スーパー定期 預入金額300万円以上...スーパー定期300
2 販売対象	・ 個人および法人
3 期間	・ 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年未満 ・ 期日指定方式 1か月超5年未満 ・ 定型方式のものについては自動継続の取扱いができます
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します （詳しくは窓口におたずねください） ・ 預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以降および満期日以降に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・ 個人のみはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、自由金利型定期貯金（M型）規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します
10 貯金保険制度	・ （保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・ 本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお申し出ください。 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下「県相談所」という。）（TEL：083-231-4285）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・ 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・ 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・ 販売対象については、法令等による定めがあります

自由金利型定期貯金（スーパー定期） 複利型

1 商品名（愛称）	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金（スーパー定期） 複利型 愛称：預入金額300万円未満...スーパー定期 預入金額300万円以上...スーパー定期300
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみ
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3年、4年、5年 期日指定方式 3年超5年未満
4 預入方法	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入
(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> 1円以上
(3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 1円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します
6 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の利率を満期日まで適用します（詳しくは窓口におたずねください）
(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、自由金利型定期貯金（M型）規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> （保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下「県相談所」という。）（TEL：083-231-4285）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します 販売対象については、法令等による定めがあります

自由金利型定期貯金（大口定期）

1 商品名（愛称）	・自由金利型定期貯金（大口定期）（愛称：大口定期）
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式のものについては自動継続の取扱いができます
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日までに適用します（店頭表示をしていない期間の利率については、窓口におたずねください） ・預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以降および満期日以降に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	-
9 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、自由金利型定期貯金規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します
10 貯金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時まで当組合本店または信用部（TEL：083-231-4285）にお申し出ください。 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下「県相談所」という。）（TEL：083-231-4285）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。か、当組合本店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。か、当組合本店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・販売対象については、法令等による定めがあります

期日指定定期貯金

1 商品名(愛称)	・期日指定定期貯金
2 販売対象	・個人のみ
3 期間	・最長3年
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上300万円未満 ・1円単位
5 払戻方法	・解約時に利息とともに支払います ただし、1年間の据置期間経過後、最長預入期限までの任意の日を満期日として1か月以上前に指定すれば、元金の一部(1万円単位)または全部について引き出せます
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します (詳しくは窓口におたずねください) ・解約時に一括して払い戻します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・個人のみはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・満期前に解約する場合は、期日指定定期貯金規定に定める中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・販売対象については、法令等による定めがあります

変動金利定期貯金 単利型

1 商品名（愛称）	・変動金利定期貯金 単利型
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・定型方式 1年、2年、3年 ・期日指定方式 1年超3年未満
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が所定の基準によって算出した利率に変更し ・預入日から満期日の前日までに到来する預入日の6か月ごとの応答日以降に所定の中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率）を支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・個人のものマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、変動金利定期貯金規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します
10 貯金保険制度	・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下「県相談所」という。）（TEL：083-231-4285）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・販売対象については、法令等による定めがあります

変動金利定期貯金 複利型

1 商品名(愛称)	・変動金利定期貯金 複利型
2 販売対象	・個人のみ
3 期間	3年
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が所定の基準によって算出した利率に変更します ・満期日以降に一括して払い戻します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・個人のみはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、変動金利定期貯金規定に定める中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・販売対象については、法令等による定めがあります

積立定期貯金

1 商品名（愛称）	・積立定期貯金
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・自由預入式..... 1年以上5年以内（1か月の据置期間を含む） ・定額預入式..... 1年、2年、3年、4年、5年（1か月の据置期間を含む）
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内に分割預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を利息計算日まで適用します（詳しくは窓口におたずねください） ・満期日以降に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・個人のもものはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、積立定期貯金規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下「県相談所」という。）（TEL：083-231-4285）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・販売対象については、法令等による定めがあります

漁 協 積 立 貯 金 (型)

1 商品名(愛称)	・漁協積立貯金(型)
2 販売対象	・漁協組合員
3 期間	・漁業廃業時、被災時、極端な水揚不振時およびその他当組合が払戻が必要と認められる場合までを預入期間とします
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・水揚代金より定率振替方式 ・普通貯金より定額振替方式 任意金額を随時入金することも可 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日(継続をしたときはその継続日)の当組合で定める利率を利息計算日まで適用します (詳しくは窓口におたずねください) ・満期日以降に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、漁協積立貯金(型)規定に定める中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。か、当組合本店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。か、当組合本店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・販売対象については、法令等による定めがあります

漁 協 積 立 貯 金 (型)

1 商品名(愛称)	・漁協積立貯金(型)
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・1年単位の任意の期間
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・普通貯金より定額振替方式 任意金額を随時入金することも可 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に一括して払い戻します ・所定の手続により年間6回まで一部払戻しが可能です
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日(継続をしたときはその継続日)の当組合で定める利率を利息計算日まで適用します (詳しくは窓口におたずねください) ・満期日以降に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、漁協積立貯金(型)規定に定める中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。か、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。か、当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・販売対象については、法令等による定めがあります

定期積金

1 商品名（愛称）	・定期積金
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・6か月以上7年の間で月単位
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当組合提示の所定日に定額もしくは当組合と取り決めた金額を預入 ・100円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
6 給付補填金 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を適用します ・満期日以降に一括して支払います ・給付契約金と掛け金総額の差額により計算
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	-
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、定期積金規定に定める中途解約利率により計算した利息相当額とともに払い戻します
10 貯金保険制度	・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本店または信用部（TEL：083-231-4285）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下「県相談所」という。）（TEL：083-231-4285）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延ます。または、当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。もしくは、遅延の場合、遅延日数分だけ満期日を遅らせることもできます 満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します 販売対象については、法令等による定めがあります

一 般 財 形 貯 金

1 商品名(愛称)	・一般財形貯金
2 販売対象	・勤労者(年齢制限なし)
3 期間	・3年以上(据置期間1年)
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・貯金者の給与または賞与から雇用者が天引して預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します(満期日の指定をするときは、その1か月前までに通知することが必要です)
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時または継続日の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・満期日以降に一括して支払います ・定期貯金の利息計算に準じます
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	-
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、定期貯金に定める中途解約時の取扱いに準じて計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下「県相談所」という。)(TEL:083-231-4285)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部(TEL:083-231-4285)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します ・据置期間満了後、預入金額の一部についても、1か月以上前に満期日の指定をすることにより払い戻すことができます。なお、金額は1,000円以上、1円単位での指定とします

財形年金貯金

1 商品名（愛称）	・財形年金貯金
2 販売対象	・満55歳未満の勤労者
3 期間	・5年以上（据置期間6か月以上5年未満） （支払期間5年以上20年以内）
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・貯金者の給与または賞与から雇用者が天引して預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・年金支払開始日から年4回の年金として払い戻します
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時または継続日の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・上記5の「払戻方法」と同様、年金として組入貯金の満期日毎（年4回）に支払います ・定期貯金の利息計算に準じます
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります
9 中途解約時の取扱い	・年金支払以外の目的で払い戻した場合は、払い戻し時の利息が課税されるとともに、払戻日から5年間遡って、利息に対し20%課税されます ・満期日前に解約する場合は、定期貯金に定める中途解約時の取扱いに準じて計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下「県相談所」という。）（TEL：083-231-4285）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。か、当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。か、当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております ・年金以外の目的で払い戻しを受ける場合は全額解約しなければなりません ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します

財形住宅貯金

1 商品名（愛称）	・財形住宅貯金
2 販売対象	・満55歳未満の勤労者
3 期間	・5年以上
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・貯金者の給与または賞与から雇用者が天引して預入 ・1円以上 ・1円単位
5 払戻方法 (1) 払出目的	・持ち家としての住宅取得または増改築の費用の充当に限定されます。（払出方法には、全額払出と、2段階払出の2つがあります）
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時のまたは継続日の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・満期日以降に一括して支払います ・定期貯金の利息計算に準じます
7 手数料	-
8 付加できる特約事項	・財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります
9 中途解約時の取扱い	・上記5（1）の目的以外で払い戻した場合は、払い戻し時の利息が課税になるとともに、払戻日から5年間遡って、利息に対し20%課税されます ・満期日前に解約する場合は、定期貯金に定める中途解約時の取扱いに準じて計算した利息とともに払い戻します
10 貯金保険制度	・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下「県相談所」という。）（TEL：083-231-4285）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本支店または信用部（TEL：083-231-4285）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております ・住宅取得以外の目的（上記5（1）の払出目的以外）で払い戻しを受ける場合は全額解約しなければなりません ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します